

あなたの創業お手伝いします。

「新事業創出促進法」で支援

通商産業省においては、長引く景気低迷による経済閉塞を打破し、雇用機会を確保するため、創業等を効果的に後押しする法律をつくりました。

「新事業創出促進法」がそれです。

創業者に焦点を置き、脱サラ、主婦、学生等個人創業から既存企業の分社化、更に新商品開発等を金融面・税制面で直接支援するほか、既存の産業支援機関をこれまで以上に使い勝手のよいものとするため、各機関にネットワーク化を促進するなどの内容となっています。

本法では個人から大企業まで広範囲な事業形態を対象としており、様々な支援メニューを準備しています。

ここでは創業段階、法律でいえば第二章部分を中心に創業のイメージと、法案に盛り込まれる主要施策を概要的に紹介します。

（個人開業の事例）

主婦がかつての経験等をおして拾得した能力を身近で活かして事業を興していく

●主婦が共同で開いたソバ屋

●夫の転勤で海外生活が長く子離れと同時に翻訳業を開始

（会社設立の事例）

雇用調整、自己転換意欲により、自分のやりたいことを実現するため、これまでの経験を活かして創業を選択。

●様々な分野の専門家（写真家、作曲家、イラストレーター等）を配置したハイセンスホームページの作成。

●補聴器メーカーを退社し、文字放送の字幕を読みとる装置や難聴者向けラ

ジオを大手メーカーと共同開発。

（支援策）

新たに行なう事業の内容には特段の限定はなく、また、支援措置を受けるために役所による認定は不要です。

① 創業者に対する直接支援

債務保証

新たに事業を起すことを計画している方の開業資金の調達を信用保証協会の信用保証（第三者保証を要しない特別枠で、自己資金と同額を限度とし、且つ上限が一千万円）により支援します。また、既存企業から分社化など、信用保証協会では対応しにくい創業者のための債務保証制度（限度額十五億円）も利用可能となります。

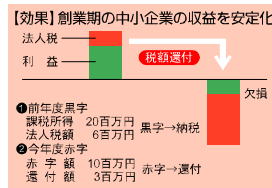
【創業予定者の参考例】

自己資金500万円準備できた場合

保証額 500万円	事業費の1/2を債務保証
自己資金 500万円	※創業計画の審査内容によっては自己資金を下します。

欠損金の還付

開業を行なう中小企業者について、欠損金の繰戻しにより、前年の法人税及び所得税の一部を還付。（但し、開業後五年以内に限り、法施行前に開業した事業者も対象となります。）



ストックオプション

創業する企業のうち、一定の要件を満たした企業※が従業員に対して付与するストックオプションの付与限度を、発行済み株式総数の五分の一以下に引き上げます。

の場合5千万円以下、卸売業の場合に二千万円以下、小売業・サービス業（情報処理サービス業、ソフトウェア業を除く）の場合、一千万円以下。

新たなアイデアの具体化に挑戦するベンチャー予備軍による試作開発やサービス実践等に対し、中小企業事業団が専門家による重点的・多面的指導を行いながら助成金（百万円～二百万円）を交付します。

② 事業革新法の特例による税制面・金融面での優遇措置

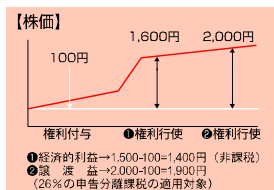
新事業創出促進法では、既存企業からの分社化による新会社設立や共同会社新設に対する支援も可能としています。

但しこれは、平成七年に制定された「事業革新法（リストラ法）」の特例を受けることでそれが可能となる仕組みになっています。

つまり、新法で別の法律の特例に可能とし、金融面・税制面での支援を行なうことができるのです。

この特例を受けるためには次の四つの条件が必要となります。

- 「親会社」が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ行なうものであること、すなわち、実質転業や看板替えのための子会社設立でないこと。
- 「親会社」の従業員の知識及び技能、設備、技術等を活用して行なうこと、すなわち、親会社から子会社への産業資源のスムーズな移転、有効活用が行な



われること。

●「親会社及び新設子会社が内外の経済環境の多様かつ構造的な変化に対処する上で有効かつ適切なものであること、すなわち、親会社、子会社にとって、有効な順応策であること。

●「新設子会社が行なう事業活性化が見込まれるものであること、すなわち、子会社が事業の実態をもっていることはもちろん、損切りや不採算部門の精算のために設立される会社でないこと。

そして、いずれの条件も全て満たす場合は、生産や雇用の減少に関わらず、創業であつても「事業革新」とみなし、次の支援が受けられることになります。

低利融資

政府系金融機関による低利融資として、土地・建物を含む設備資金や賃借料、損害保険料、固定資産税に要する資金が利用できます。

税の特例

子会社が親会社から不動産を取得した場合の「不動産取得税、資本増加・不動産取得に係る「登録免許税」が軽減できるほか、共同事業革新計画に基づいて、現物出資等により子会社を設立する場合の「譲渡益」を圧縮できます。

以上、ここでは新事業創出促進法における創業段階の支援施策を紹介しましたが、各種支援策の利用等に当たっては、さらに細かい規定や条件等が課せられている場合があります。詳しくお知りになりたい方は、通商産業部産業課、電話：866-0067 e-mail: oki-sangyo@miti.go.jpまでお問い合わせください。